

鈴鹿市社会福祉協議会 ボランティア活動助成金 要綱

鈴鹿市社会福祉協議会では、ボランティア活動が安定的、継続的に行われるようボランティアグループに対して活動助成を行います。

1. 目的

この助成金は、鈴鹿市における地域福祉の向上を目指し、先駆的にこれを推進するボランティアグループの活動支援を行うことを目的とする。

2. 助成要件

次の要件①～⑥をすべて満たしているボランティアグループとします。

- ① 年度当初（4月1日）において鈴鹿市ボランティアセンターに登録しているもの
- ② 年間6回以上の活動を行うもの
- ③ 活動において対価を求めないもの（実費弁償は除く）
- ④ 鈴鹿市内を活動拠点としているもの
- ⑤ グループの構成員が概ね5名以上であるもの
- ⑥ 上記①または⑤に該当しないが、活動が顕著であり本会会長(以下「会長」という)が必要と認めるもの。なお、新規登録グループについては、登録以前に6ヶ月以上の活動実績があり、当該年度において継続して8ヶ月以上の活動が見込めることとする。

3. 助成の対象となるボランティア活動

地域福祉の分野にかかるボランティア活動で支援が必要な人を対象に、個人宅、施設、病院、ボランティアセンター、地域社会等で行う次に掲げる活動とする。

- ① 友愛訪問、電話相談、交流活動
- ② 付き添い、清掃など在宅生活支援
- ③ 調理・配食、会食など地域生活支援
- ④ 通院・通学、車椅子介助など外出支援
- ⑤ 手話、音訳、点訳、要約筆記などの活動
- ⑥ 衣類、日常生活用品、おもちゃ・絵本等の制作、作り直しなどの活動
- ⑦ 上演、演奏、理・美容、園芸などの活動
- ⑧ その他、会長が適当と認めた活動

4. 助成金額

1 グループあたり年額15,000円を上限とする

5. 助成の対象となる経費

- ① 別に定める「対象経費一覧」のとおりとする
- ② その他、会長が適当と認めた経費

6. 助成金の申請、交付について

助成金の申請を行う団体は、

様式1-1（助成金交付申請書）

様式1-2（現況報告書）

様式1-3（本年度活動計画書、予算書）

様式1-4（前年度活動報告書、決算書）

を事業実施年度の5月31日までに会長へ提出する。

交付については、本会にて申請書類を確認、審査のうえ決定し、交付決定通知書（様式1-5）を速やかに申請者に通知する。また、交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式1-6）を申請者に通知する。なお、交付は6月30日までに行う。

7. その他

本事業の推進について必要な事項は、別に会長と協議の上決定する。

附 則

この要綱は令和4年5月26日から施行する

対象経費一覧

名称	内容
交通費・燃料費	電車等の公共交通機関乗車賃、活動に要する自動車等の燃料費
郵送費・運搬費	切手代、はがき代等
消耗品費	事務用品（ノート、筆記用具、封筒、用紙）等
印刷費	資料等印刷費
会場等使用料	活動の会場となる施設等の使用料 （自主展覧会や自主発表会等は除く）
原材料費	調理ボランティア等の食材費、友愛訪問等を行う場合の出し物等に要する材料費
施設入場料	教養施設等への入場費 （親睦旅行等は除く）
講師謝金	研修会等に係る講師等への謝金
研修会等参加費	団体構成員の知識、技能の向上を目的に他の団体が実施する研修会、講習会等に参加する場合の参加費
保険料	ボランティア活動に係る保険料
その他経費	ボランティア活動に直接必要な経費で、上記項目にあてはまらない経費（要相談）